ト、祭日、日曜日ヲ公休日トスルトキ全額支給

方法

條件ヲ以テ低下ノ原因トナルモノデアル

リトスルモ他方月二回休日無給ノ工場作業ハ其工場ヲシテ

場ノ低下原因トナル事ガ多イ乃チ一週休全額支給制ノ工場ア

二、勞働條件低下セル工場ノ作業ハ他方條件優秀ナル工

カ不統一ノ時ハ之ニ依ッテ支障ヲ受クル事ガ多イ

休日ニ行フガ故モ便宜デアル然ルニ現作ノ如ク公休日ガ區

テ有ルカ集會行列等ヲ爲サシトスル爲メニハ大抵各人公

二、我國ノ社會運動ハ勿論公休日以外ノ通常日ニモ行ハレルノ

理由

三、公休日統一ノ件　　南支部

勞働者間ニ一日　月一回

各支部ヨリ機關紙ヲ用イシテ休日一間ヲ行樣スベシ

ロ、臨時休業全額支給

ハ、公休日出勤ハ倍額支給

ニ、五月一日公休日トスルコト

ホ、適令及點呼等ノ場合ハ優遇及點呼日數ノ日收ヲ要求スルコト

三、成績制度撤廢ノ件

勞働ハ商品ニアラズトハヴエルサイユ條約以來ノ原則デハアルガ資本家或ハ事業主ノ多クハ勞働ヲ商品ト見ルモノデアル其一例トシテ彼等ハ一日ニ十時間勞働ヲ課シ尚其上ニ其時間ヲ自已ノ爲メニ有利ニ費サントシテ成績制度ヲ設置シタ彼等ハ夫レニ因ッテ能率高キ職工ニ昇給スル等ト言フ氣ハ毛頭持ッテ居ラナイ總テノ職工ヲ縛ッテソシテ利潤ヲ高メントスルノデ有ル現ニ某社ニ於テハワザ々々成績係ヲ造ッテ便所ニ行ッタ時間迄採記スルノデ有ル其ノ下ニ働ク職工ハヨリ多ク能

財團法人協調會大阪支所